

入札参加資格要件に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
1	入札説明書	6	Ⅱ	7	(2)			運營業務	駐車場・駐輪場の管理運營業務(有料提案をした場合)につきましては、参加資格を有する構成企業あるいは協力企業より転貸することは可能という理解でよろしいでしょうか。	転貸は可能です。
2	入札説明書	6	Ⅱ	7	(2)			運營業務	物販施設の運營業務及び自動販売機運營業務につきましては、参加資格を有する構成企業あるいは協力企業より転貸することは可能という理解でよろしいでしょうか。	転貸は可能です。
3	入札説明書	13	Ⅲ	2	(2)			個別対話に関する手続き	個別対話を踏まえた検討内容を提案審査書類に反映するため、対話時の入札参加者から市への質疑に対する回答などを入札参加者に個別にお示しいただくことは可能でしょうか。	参加資格に関する事項ではないため、8月31日までに回答を公表させていただきます。
4	入札説明書	15	Ⅲ	2				公正な入札の確保	当該項目に該当する行為とは本入札に関するものに限定されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	15	Ⅲ	2	コ			公正な入札の確保	この規定は、本事業に関するものという認識でよろしいでしょうか。その場合、その旨の記載をお願いします。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	18	Ⅳ	1				入札参加者の構成	「ただし、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で本市が変更を認めた場合には、この限りではない。」とございますが、本内容については、事業期間を通じて、該当するという理解でよろしいでしょうか。	参加資格確認基準日の翌日から本市による落札者の決定の日までの間です。
7	入札説明書	18	Ⅳ	1				入札参加者の構成	「ただし、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で本市が変更を認めた場合には、この限りではない。」とございますが、物販施設及び自動販売機運營業務を担当する構成企業あるいは協力企業が、事業期間中に事業採算性を確保できず、期中に撤退したい場合については、変更を認めて頂ける事情となりますでしょうか。	ご提示の但し書き以下については、参加資格確認基準日の翌日から本市による落札者の決定の日までの間に対して適用する規定です。

入札参加資格要件に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
8	入札説明書	18	IV	1			入札参加者の構成	実施方針等に関する質問・意見に対する回答No.47で「市民サービス向上支援業務を実施する者は入札参加者に含まれません。」とありますが、当該業務担当企業はSPCに出資する場合は構成企業、出資しない場合は協力企業と呼ぶのでしょうか。	出資のみを行う企業については入札説明書IV.1.④のとおり、構成企業、協力企業のいずれの定義も満たさないため、いずれにも該当しません。	
9	入札説明書	18	IV	1	②		入札参加者の構成	解体撤去、施設整備、維持管理、運営の各業務をSPCから直接受託又は請け負う企業以外のアドバイザー等は、参加資格申請の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
10	入札説明書	18	IV	1	⑤		入札参加者の構成	「参加表明書の提出以降、代表企業、構成企業及び協力企業の変更は認めない。ただし、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、本市が変更を認めた場合はこの限りではない」とございますが、参加資格要件を満たすことを前提に構成企業又は協力企業を追加することは可能でしょうか。	参加資格確認基準日以降における構成企業又は協力企業の追加は認められません。	
11	入札説明書	18	IV	1	⑤		入札参加者の構成	物販施設運営業者は事業期間中変更できないという認識でよろしいでしょうか。その場合15年の期間は長すぎることから、何らかの緩和をしていただけないでしょうか。	入札説明書の記載は、参加資格確認基準日の翌日から本市による落札者の決定の日までの間に対して適用するものです。 なお、事業期間の扱いについてはNo.23の回答をご参照ください。	
12	入札説明書	18	IV	1	⑥		入札参加者の構成	「参加表明書の提出以降、入札参加者を構成している代表企業、構成企業及び協力企業は、同時に他の入札参加者となることはできないものとする。ただし、物販施設の運営業務又は自動販売機運営業務のいずれかのみ、若しくは両方を専属的に実施し、それ以外の業務を兼務しない者についてはその限りではない。」とございますが、構成企業が参加資格要件を満たすことを前提に参加表明書の提出以降、物販施設専属の運営企業(店舗ブランド等)を変更または追加することは可能との理解でよろしいでしょうか。	参加資格確認基準日以降における構成企業又は協力企業の追加は認められません。 なお、参加資格確認基準日以降における構成企業又は協力企業の変更については、入札説明書IV.1.⑤を確認ください。	

入札参加資格要件に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
13	入札説明書	18	IV	2				入札参加者に共通の参加資格	① 地方自治法施行令 第167条の4の規定への該当 札幌市以外の事業における独占禁止法違反により公正取引委員会より課徴金納付命令を受けた場合、本項にいう「地方自治法施行令 第167条の4の規定」に該当するのでしょうか。	独占禁止法違反により公正取引委員会より課徴金納付命令を受けたことそのものは、地方自治法施行令第167条の4に該当しないものと考えますが、当該課徴金納付命令を受けるに至った過程で、同条に抵触することがあった場合は、同条に該当するものと考えます。
14	入札説明書	18	IV	2				入札参加者に共通の参加資格	④ 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく指名停止 札幌市以外の事業における独占禁止法違反により札幌市より指名停止措置を過去に受け、今後、当該違反事業に関し公正取引委員会より課徴金納付命令を受けた場合、再度札幌市より指名停止措置を受けることはないとの理解でよろしいのでしょうか。	既に参加停止を行った参加資格者について、新たな事実等があった場合で、当該事実等の原因が先に行った参加停止の措置要件に該当した事実等の原因と同一のときは、極めて悪質な場合を除き、再度の参加停止の対象とはなりません。
15	入札説明書	18	IV	2	④			指名停止期間	欠格期間が長いことは、労働災害と隣り合わせの建設企業の参画を阻害する要因となります。多くの参加を促すためにも他のPFI事例に倣い、資格停止による参加資格喪失期間を「参加表明書の提出期限から入札書の提出締切まで」として頂けないのでしょうか。	原文のとおりとします。
16	入札説明書	19	IV	3				入札参加者の業務別の資格要件	「建設業務を複数の企業で行う場合は、共同企業体を組成すること」とありますが、建設業務に含まれる什器備品設置支援業務のみを行う企業は、その他の建設担当企業と共同企業体を組成しなくとも構わないとの理解でよろしいのでしょうか。	建設業務を行う者から什器備品の調達支援業務を受託する企業は、JVに参加する必要はありません。
17	入札説明書	19	IV	3				入札参加者の業務別の資格要件	解体撤去業務及び建設業務を複数の企業で行う場合、共同企業体の組成については「札幌市工事等共同体取扱要綱」に則ると理解してよろしいのでしょうか。	本事業は、「札幌市工事等共同体取扱要綱」の対象外であるため、参加表明書及び参加資格確認書類等の作成及び提出においては、本事業の入札説明書に則ることとさせていただきます。

入札参加資格要件に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
18	入札説明書	20	IV	3	(3)			建設業務を行う者の要件	市民サービス向上支援業務を行う企業が施設整備業務のうち什器備品の調達支援業務のみを行う場合には、「建設業務を行う者」の要件をすべて満たす必要がありますでしょうか。そうでない場合は必要な要件をお示しいただけませんか。	什器備品の調達支援業務は、建設業務の一部を構成するものであるため、SPC から同業務のみを直接受託又は請負うことは認められません。 JVに参加して同業務のみを行う場合は、入札説明書IV. 3. (3)に示す要件を満たす必要があります。
19	入札説明書	20	IV	3	(3)			建設業務を行う者の要件	「③平成 17 年度（2005 年度）以降に、延床面積 10,000 m ² 以上の庁舎又は事務所の建設工事を元請として請け負い、かつ履行完了した実績を有すること」とありますが、建築・電気・機械が分離発注されており、建築のみを元請として請け負った工事を実績とすることは可能でしょうか。	可能です。
20	入札説明書	21	IV	3	(6)			運營業務を行う者	物販業務等を専属的に実施し、それ以外の業務を兼務しない者は、参加資格要件を満たす SPC 構成企業との委託契約でも差支えないでしょうか。	運營業務を行う者は、物販施設の運營業務を実施する企業も含め、SPC との直接的な契約関係を有することを要件としています。 運營業務を行う者が物販施設の運營業務又は自動販売機運營業務を委託又は請負わせることは可能です。
21	入札説明書	21	IV	3	(6)			運營業務を行う者	SPC 構成企業から物販業務の運営企業へ委託する場合、参加資格申請の段階において、SPC 構成企業の参加表明書及び参加資格確認書類等を提出することでよろしいでしょうか。	参加表明書及び参加資格確認書類等を提出する必要がある者は、入札参加者に該当する者です。
22	入札説明書	21	IV	3	(6)			運營業務を行う者	物販施設運営事業者が、現段階で協力企業として事業期間 15 年間の出店を確約し、本件に参画することは非常に難しいかと思えます。物販施設のオーナーとなり得る企業の参画を許容するためにも、物販施設の運營業務及び自動販売機運營業務を実施するものについての参加資格要件は削除頂けますでしょうか。	物販施設の運營業務及び自動販売機運營業務を実施する者については、基本的には、大分類「卸小売業」のうち本事業における運營業務に関連する業種に該当する中分類（詳細は添付書類 1 参照）のいずれかに登録されていることのみを求めていること、ご確認ください。

入札参加資格要件に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
23	入札説明書	21	IV	3	(6)			運営業務を行う者	業務要求水準書 P60 X 3(6)に物販テナントの変更を行うことができるとの記載がありますが、協力企業として参画した物販施設運営事業者の業務継続が困難である場合、代替企業を確保することで事業期間の途中で物販施設運営事業者を交代することが可能ということでしょうか。	ご指摘のとおり、要求水準及び事業契約を満たしている限りにおいて、物販テナントの変更を妨げるものではありません。
24	入札説明書	21	V	3	(6)			運営業務を行う者	物販施設の運営を行い、かつ駐車場の管理運営業務を行う者は、札幌市競争入札参加資格者名簿の「一般サービス業」「卸売業」のいずれかの登録があればよろしいでしょうか。	「一般サービス業」及び「卸売業」共に登録が必要です。
25	入札説明書	21	IV	4				参加資格確認基準日	「参加資格確認基準日は、参加資格確認審査書類の受付日とする」とありますが、審査書類提出期間である8月11日から8月24日までのうち、入札参加者が実際に提出し受付された日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	様式集及び提案記載要領	2	第1	3				参加表明及び参加資格確認書類等に関する提出書類	札幌市競争参加資格者名簿に登録されている支店長名で参加表明及び参加資格確認書類等を提出することは可能でしょうか。また、その場合、会社代表者から支店長への年間委任状を札幌市に提出済みですが、本件の参加申請時に改めて提出が必要でしょうか。	原則として代表者名にて、代表者印の印鑑証明書と併せて参加表明及び参加資格確認書類等を求めることとします。ただし、本市に年間委任状を既に提出している場合は、その受任者名での参加表明を可能とし、その場合の印鑑証明書及び委任状の提出は不要とします。
27	様式集及び提案記載要領	2	第1	3				参加表明及び参加資格確認書類等に関する提出書類	札幌市競争参加資格者名簿に登録されている支店長名で参加申請を行う場合、支店長の印鑑証明書がないため、代表者から支店長への委任状とともに、代表者印の印鑑証明書を添付すればよろしいでしょうか。	No. 26 をご参照ください。
28	様式集及び提案記載要領	2	第1	3				参加表明及び参加資格確認書類等に関する提出書類	札幌市競争参加資格者名簿に登録されているオフィス代表名で参加表明及び参加資格確認書類等を提出することは可能でしょうか。	No. 26 をご参照ください。
29	様式集及び提案記載要領	2	第1	3				参加表明及び参加資格確認書類等に関する提出書類	札幌市競争参加資格者名簿に登録されているオフィス代表名で参加申請を行う場合、オフィス代表の印鑑証明書がないため、代表者からオフィス代表への委任状とともに、代表者印の印鑑証明書を添付すればよろしいでしょうか。	No. 26 をご参照ください。

入札参加資格要件に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
30	様式集及び提案記載要領	2	第1	3				参加表明及び参加資格確認書類等に関する提出書類	書類を正1部、副1部提出とありますが、副1部は正本のコピーによる提出（企業名あり）でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	様式集及び提案記載要領	2	第1	3	(1)			参加表明に関する提出書類	ア 参加表明書（様式第3-1-1号） 参加表明書（様式第3-1-1号）の記名押印者は、札幌市競争入札参加資格者名簿の登録名義人若しくは札幌市へ届け済みの代理人のいずれでもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、原則として、記名押印者の印鑑証明書の添付が必要です。記名押印者の印鑑証明書の添付が不要な場合についてはNo.26を参照ください。
32	様式集及び提案記載要領	2	第1	3	(1)			参加表明に関する提出書類	ア 参加表明書（様式第3-1-1号） 記入欄を追加して複数ページにわたる場合、左上をホチキス止めして提出すればよろしいでしょうか。	代表企業の割り印があればよいこととします。割り印の位置、方法（袋とじのうえ割り印、あるいは左2か所にホチキス止めのうえページ間に割り印など）については、入札参加者にて判断いただくことで支障ありません。
33	様式集及び提案記載要領	2	第1	3	(1)			参加表明に関する提出書類	ア 参加表明書（様式第3-1-1号） 複数企業による押印手続きに時間を要するため、代表企業、個々の構成企業、個々の協力企業毎に各1頁 該当箇所に記載・押印し（非該当箇所は空欄）、参加企業数分の枚数の書類を左上ホチキス止めして提出することも認めて頂けないでしょうか。	原文のとおり、一枚に複数の参加企業の押印をしてください。複数ページにわたる場合は、No.32をご参照ください。
34	様式集及び提案記載要領	2	第1	3	(1)			参加表明に関する提出書類	イ 入札参加者の構成及び役割分担表（様式3-1-2号） 記入欄を追加して複数ページにわたる場合、左上をホチキス止めして提出すればよろしいでしょうか。	ご質問の方法での提出で差し支えありません。
35	様式集及び提案記載要領	2	第1	3	(1)			参加表明に関する提出書類	イ 入札参加者の構成及び役割分担表（様式3-1-2号） 本様式の押印について、代表企業のみ押印とし、各社の押印は不要としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

入札参加資格要件に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
36	様式集及び提案記載要領	2	第1	3	(1)			参加表明に関する提出書類	イ 入札参加者の構成及び役割分担表（様式3-1-2号） 複数企業による押印手続きに時間を要するため、代表企業、個々の構成企業、個々の協力企業毎に各1頁 該当箇所に記載・押印し（非該当箇所は空欄）、参加企業数分の枚数の書類を左上ホチキス止めして提出することも認めて頂けないでしょうか。	原文のとおり、一枚（記入欄が不足する場合は複数枚）に複数の参加企業の押印をしてください。
37	様式集及び提案記載要領	2	第1	3	(1)			参加表明に関する提出書類	ウ 参加表明における委任状（様式3-1-3号） 記入欄を追加して複数ページにわたる場合、左上をホチキス止めして提出すればよろしいでしょうか。	ご質問の方法での提出で差し支えありません。
38	様式集及び提案記載要領	2	第1	3	(1)			参加表明に関する提出書類	ウ 参加表明における委任状（様式3-1-3号） 受任者である代表企業の押印は不要でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	様式集及び提案記載要領	2	第1	3	(1)			参加表明に関する提出書類	ウ 参加表明における委任状（様式3-1-3号） 複数企業による押印手続きに時間を要するため、個々の構成企業、個々の協力企業毎に各1頁 該当箇所に記載・押印し（非該当箇所は空欄）、参加企業数分の枚数の書類を左上ホチキス止めして提出することも認めて頂けないでしょうか。	原文のとおり、一枚（記入欄が不足する場合は複数枚）に複数の参加企業の押印をしてください。
40	様式集及び提案記載要領	2	第1	3	(2)			参加資格確認申請書添付書類	添付書類②商業登記簿謄本については、履歴事項全部証明書を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	様式集及び提案記載要領	3	第2	3	(2)			参加資格確認申請書添付書類	添付書類④企業単体の貸借対照表、損益計算書及び利益処分案（直近3期分）とありますが、「利益処分案」は配当政策を提出すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	「利益処分案」は株主資本等変動計算書を提出してください。必要に応じて配当政策を追加することは可能です。

入札参加資格要件に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
42	様式集及び提案記載要領	3	第2	3	(2)			参加資格確認申請書添付書類	添付書類④企業単体の貸借対照表、損益計算書及び利益処分案（直近3期分）⑤連結決算の貸借対照表、損益計算書とありますが、札幌市競争参加資格者名簿に登録されている支店長名で参加表明及び参加資格確認書類等を提出する場合、支店としての決算等の書類は必要でしょうか。	支店としての決算書等の提出は不要です。
43	様式集及び提案記載要領	3	第2	3	(2)			参加資格確認申請書添付書類	添付書類④企業単体の貸借対照表、損益計算書及び利益処分案（直近3期分）とありますが、「利益処分案」は「株主資本等変動計算書」を提出すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	様式集及び提案記載要領	3	第2	3	(2)			参加資格確認申請書添付書類	添付書類④企業単体の貸借対照表、損益計算書及び利益処分案（直近3期分）とありますが、「利益処分案」は株主資本変動計算書を提出すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	様式集及び提案記載要領	2	第1	3	(2)			企業単体の貸借対照表、損益計算書及び利益処分案	「利益処分案」については、「株主資本等変動計算書」を提出すれば良いとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	様式集及び提案記載要領	2	第1	3	(3)			参加資格確認書類	維持管理業務を実施する者の有する実績については、入札説明書21ページ(5)維持管理業務を行う者②に示された業務のうち1つの実績を記載、契約書添付するという理解でよろしいでしょうか。	本事業で行う業務に該当する業務を継続して1年以上受託した実績を記載のうえ、実績を証する契約書写し等を添付ください。
47	様式集及び提案記載要領	2	第1	3	(3)			参加表明及び参加資格確認書類等に関する提出書類	提出書類について、「正1部、副1部提出すること」とありますが、副本については押印書式（様式第3-1-1号、3-1-2号、3-1-3号、3-2号、3-4号）含め、すべて正本の複写版という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	様式集及び提案記載要領	2	第1	3	(3)			参加資格確認書類	ア 解体撤去業務を実施する者の参加資格要件に関する書類（様式3-3-1号）JVを構成するが、参加表明時点でJV比率が協議中の場合、「出資比率」欄は、「未定」と記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札参加資格要件に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
49	様式集及び提案記載要領	2	第1	3	(3)			参加資格確認書類	ウ 建設業務を実施する者の参加資格要件に関する書類（様式 3-3-3 号） JV を構成するが、参加表明時点で JV 比率が協議中の場合、「出資比率」欄は、出資比率が最大か否かを明示したうえで「詳細未定」と記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし最大出資者がどの企業であるか分かるようにしてください。
50	様式集及び提案記載要領	様式第 3-1-1 号						参加表明書	各企業毎に頁を分けて作成し、割印を要しないシェア製本にて提出することは可能でしょうか。	様式第 3-1-1 号は一枚の提出としてください。複数ページにわたる場合は、No.32 をご参照ください。
51	様式集及び提案記載要領	様式第 3-1-2 号						入札参加者の構成及び役割分担表	各企業毎に頁を分けて作成し、割印を要しないシェア製本にて提出することは可能でしょうか。	様式第 3-1-2 号は一枚の提出としてください。複数ページにわたる場合は、No.34 をご参照ください。
52	様式集及び提案記載要領	様式第 3-1-3 号						参加表明における委任状	各企業毎に頁を分けて作成し、割印を要しないシェア製本にて提出することは可能でしょうか。	様式第 3-1-3 号は一枚の提出としてください。複数ページにわたる場合は、No.34 をご参照ください。
53	様式集及び提案記載要領	様式第 3-1-1 号 様式第 3-1-2 号 様式第 3-1-3 号						各様式へ記入する所在地、商号又は名称、代表者名及び押印する印鑑の印影について	様式 3-1-1、様式 3-1-2、様式 3-1-3 への記載事項は登記簿謄本に記載の所在地、商号又は名称、代表者名を記載し、印鑑証明書と同様の印影の印鑑での押印が必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札参加資格要件に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
54	様式集及び提案記載要領	様式第 3-1-1 号 様式第 3-1-2 号 様式第 3-1-3 号						各様式へ記入する所在地、商号又は名称、代表者名及び押印する印鑑の印影について	貴市競争入札参加資格の申請時に委任状を提出しており、併せて使用印鑑の届け出をしている場合は受任者の所在地、商号又は名称、受任者職氏名を記載し使用印鑑を押印することも可能でしょうか。	No. 31 をご参照ください。
55	様式集及び提案記載要領	様式第 3-3-1 号						添付書類	【配置予定の監理技術者】の工事経験（工事の規模及び構造）に関する条件は無いということに宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	様式集及び提案記載要領	様式第 3-3-1 号						添付書類	解体撤去業務の監理技術者は、建設業務の監理技術者と同一人物でも宜しいでしょうか。	解体撤去業務と建設業務の監理技術者は、法令等を充足しているならば、同一でも差し支えありません。
57	様式集及び提案記載要領	様式第 3-3-1 号 様式第 3-3-3 号							様式第 3-3-1 号及び様式第 3-3-3 号の添付書類について、「配置予定の監理技術者に関する証明書」とありますが、「監理技術者資格者証」の写しを提出すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	様式集及び提案記載要領	様式第 3-3-1 号						解体撤去業務を実施する者の参加資格要件に関する書類	配置予定の監理技術者に関する証明書を添付することとなっていますが、様式内に技術者名を記載する欄がありません。監理技術者証の添付のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	様式集及び提案記載要領	様式第 3-3-3 号						添付書類	【配置予定の監理技術者】の工事経験（工事の規模及び構造）に関する条件は無いということに宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	様式集及び提案記載要領	様式第 3-3-3 号						建設業務を実施する者の参加資格要件に関する書類	配置予定の監理技術者に関する証明書を添付することとなっていますが、様式内に技術者名を記載する欄がありません。監理技術者証の添付のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	様式集及び提案記載要領	様式第 3-3-5 号						維持管理業務を実施する者の参加資格要件に関する書類	「契約金額」の欄に記載する金額は年額単位でもよろしいでしょうか。	年額単位、総額いずれの記載も可能です。ただし、期間が明確に分かるように記載して下さい。
62	様式集及び提案記載要領	様式第 3-3-5 号						維持管理業務を実施する者の参加資格要件に関する書類	「設備の概要」の欄ですが具体的にはどのような内容を記載すればよろしいでしょうか。記載例をご教示頂きたいです。	建築設備保守管理業務の実績等において、対象とした設備があれば記載して下さい。（昇降機、非常用電源等）

入札参加資格要件に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
63	様式集及び提案記載要領	様式第 3-3-5 号						維持管理業務を実施する者の参加資格要件に関する書類	添付書類に「上記実績を証する書類」とございますが、該当案件の契約書、仕様書について契約している事実が証明できれば、業務内容等の事業者のノウハウに係る部分は黒塗りした書面にて提出してもよろしいでしょうか。	業務内容等の事業者のノウハウに係る部分は黒塗りした書面にて提出しても支障ありません。
64	様式集及び提案記載要領	様式第 3-3-6 号						運営業務を実施する者の参加資格要件に関する書類	「有する実績」に関して記載する実績については、運営業務の内の一部のみの記載（例：案内業務のみ）でもよろしいでしょうか。	一部のみの記載でも支障ありません。
65	様式集及び提案記載要領	様式第 3-4 号						当該様式へ記入する所在地、商号又は名称、代表者名及び押印する印鑑の印影について	当該様式への記載事項は登記簿謄本に記載の所在地、商号又は名称、代表者名を記載し、印鑑証明書と同様の印影の印鑑での押印が必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	様式集及び提案記載要領	様式第 3-4 号						当該様式へ記入する所在地、商号又は名称、代表者名及び押印する印鑑の印影について	貴市競争入札参加資格の申請時に委任状を提出しており、併せて使用印鑑の届け出をしている場合は受任者の所在地、商号又は名称、受任者職氏名を記載し使用印鑑を押印することも可能でしょうか。	No. 31 をご参照ください。
67	基本協定書（案）	3					第 5 条 事業契約の締結	第 3 項一～三号の規定は、「札幌市建設工事請負契約約款」第 55 条の規定に倣い、本入札に関するものに限定されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
68	基本協定書（案）	3					第 5 条 事業契約の締結	第 3 項三号に記載の「違法な行為をしたことが明らかになったとき」とは具体的にどのような状況を示すのかご教示ください。	例えば、独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為であるとの判決が確定した場合です。	
69	基本協定書（案）	3					第 5 条 事業契約の締結	第 3 項一～三の規定は、本事業に関するものという認識でよろしいでしょうか。その場合、その旨の記載をお願いします。	第 3 項一～三の規定は、本事業に関するものです。	
70	基本協定書（案）	5					第 11 条 談合等不正行為があった場合の措置	談合等不正行為による違約金対象となる期間は、事業契約締結日までとして頂けませんでしょうか。事業期間を通して、違約金リスクを負い続けることは、事業者にとって大きな負担となり、取組が難しくなります。	原文のとおりとします。なお、違約金が発生する要因は、本事業に関するもののみに限定的していること、ご確認ください。	

入札参加資格要件に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
71	基本協定書 (案)	5						第 11 条 談合等不正行為があった場合の措置	談合等不正行為による違約金の金額は一般的な PFI 案件と同様に落札価格の 100 分の 10 として頂けませんでしょうか。従来型の建設工事入札とは異なり、違約金算出の母数が、15 年間の維持管理運營業務費も含めた総事業費となることから、金額として 30 億円程度となり、極めて過大であると思われます。多くのグループの参加を促すためにも、事業者が負担するリスクはあくまで一般的な PFI 案件における範囲にとどめて頂きたたく存じます。	「札幌市建設工事請負契約約款」第 55 条の規定に倣い 100 分の 20 としています。
72	基本協定書 (案)	5						第 11 条 談合等不正行為があった場合の措置	期間についての記載がありませんが、本事業終了までということでしょうか。その場合、通常の工事と違い、維持運営期間も含まれるため、事業契約締結日までに短縮していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
73	基本協定書 (案)	6						第 15 条 協定の有効期間	本協定の有効期間は事業契約締結日までとして頂けませんでしょうか。事業期間を通して、違約金リスクを負い続けることは、事業者にとって大きな負担となり、取組が難しくなります。	原文のとおりとします。
74	事業契約書 (案)	11						第 28 条 物価等の変動に基づく本件工事費の改定	単品スライド、インフレスライドについては、工事請負契約書に倣い 1%以上の変動額は貴市にて負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	参加資格に関する事項ではないため、8月31日までに回答を公表させていただきます。
75	事業契約書 (案)	33						第 89 条 市の解除権	第 1 項七～九の規定は、本事業に関するものという認識でよろしいでしょうか。その場合、その旨の記載をお願いします。	第 1 項七～九の規定は、本事業に関するものです。
76	事業契約書 (案)	33						第 89 条 市の解除権	第 1 項七～九号の規定は、本入札に関する行為に限定されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。